

「労働時間等見直しガイドライン」の改正について

1. 背景

- 仕事と生活の調和については、平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、労使を始め国民が積極的に取り組むことや国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げられている。
- 厚生労働省としては、これを受け、労働時間等の見直しに関する取組を一層推進することとし、今般、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「労働時間等設定改善指針」を改正することとした。
本指針は、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めるものである。
※ 「労働時間等」とは、労働時間、休日数及び年次有給休暇その他の休暇をいう。

2. 改正内容

- 「憲章」及び「行動指針」が策定されたこと、仕事と生活の調和が実現した社会の姿について明記。
- 「憲章」及び「行動指針」に沿って、経営トップのリーダーシップの重要性について明記。
- 事業主が労働時間等の設定の改善を図る際には、「行動指針」に定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和に向けて計画的に取り組む必要がある旨を明記。
- 目標の設定も踏まえ、重点的に取り組むべき事項について内容を充実。
 - ・ 労使間の話し合いの重要性を踏まえた計画的な取組の推進
 - ・ 年次有給休暇の取得促進
 - ・ 長時間労働の抑制（所定外労働の削減）
 - ・ テレワークの活用
 - ・ 事業主団体による気運の醸成 等

3. 適用日

平成20年4月1日

- (参考) 今般の改正を機に、本指針について「労働時間等見直しガイドライン」と通称をつけることとし、本省においては労働基準局長名による業界団体に対する要請を行うとともに、各都道府県労働局及び労働基準監督署においても、あらゆる機会を通じて改めて周知啓発を行い、仕事と生活の調和の実現を目指して労働時間等の見直しを推進していくこととしている。

仕事と生活の調和の実現を目指して 「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました!!

※「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

「労働時間等見直しガイドライン」のポイント

基本的な考え方

- 労働時間の見直しを含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、
 - ・ 少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組であるとともに、
 - ・ 企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものです。
- 経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要です。
- 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組むことが必要です。
(社会全体の目標値) ○ 「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を10年後に半減」
○ 「年次有給休暇取得率を10年後に完全取得」 など

<仕事と生活の調和の実現には、次のような取組などが重要です。>

1 労使間の話し合いの機会の整備をしましょう。

(具体例) ○ 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会を整備すること など

2 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備をしましょう。

(具体例) ○ 取得の呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくり
○ 計画的な年次有給休暇の取得 など

3 所定外労働の削減をしましょう。

(具体例) ○ 「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入・拡充
○ 長時間労働の抑制(長時間労働が恒常的なものにならないようにする等) など

4 労働者各人の健康と生活に配慮をしましょう。

(特に配慮が必要な労働者の例) ○ 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
○ 育児・介護を行っている労働者
○ 単身赴任中の労働者
○ 自発的な職業能力開発を行う労働者 など

新しくなった「労働時間等見直しガイドライン」を参考に、
働き方を改革し、仕事と生活の調和を実現しましょう!!